

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年5月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛媛県
3. 市区町村名	松山市
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/keikaku/johokokai/dokujiriyu.html

執行機関名 松山市長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	94	
③ 番号法別表第2の項	116	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		松山市個人番号の利用等に関する条例 別表第2 2の項 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条	松山市病児・病後児保育事業実施要綱第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	この要綱は、病児・病後児保育(児童の保護者が就労している場合等において、当該児童が病気の回復期又は回復期に至らない状態であり、集団での保育又は教育が困難なときに、一時的にその児童を預かり、保育することをいう。以下同じ。)及びそのための送迎(保育中に体調不良となった児童を保育所等から第6条の実施設に送迎することをいう。以下同じ。)を行う事業(以下「事業」という。)の実施及び促進のために必要な事項を定め、もって保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		松山市病児・病後児保育事業実施要綱